

月報私学

4 2008

VOL.124

日本私立学校振興・共済事業団広報



恵泉女学園大学「花と緑豊かな多摩キャンパス」
写真提供：学校法人恵泉女学園（東京都世田谷区）

CONTENTS

- 平成19年度 私立大学等経常費補助金最終交付状況と配分方法の主な変更点…………… 2
- 平成20年度 学校法人基礎調査の実施について…………… 6
- 平成20年度 私立大学等経常費補助金の予算…………… 8
- 特定健康診査・特定保健指導が始まります／出産祝品等のお知らせ
ホームページに積立共済年金のコーナーができました…………… 9
- 平成20年度の掛金率が確定しました…………… 10
- 70歳から74歳の患者自己負担について／政府管掌健康保険への財政支援について
積立貯金の前期受付が始まります…………… 12
- 平成20年度 私学事業団海外研修旅行(加入者コース)…………… 13
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成19年度
私立大学等経常費補助金
最終交付状況と配分方法の主な変更点

I 交付状況

平成十九年度私立大学等経常費補助金については、当初予算額と同額の三、二八〇億五、〇〇〇万円を八七四校に交付しました。このうち、特別補助は、三三・九％に当たる一、二二億七、二〇〇万円となっています。（表1・1、1・2参照）

II 配分方法の主な変更点

平成十九年度私立大学等経常費補助金の算定に当たり、配分方法の一部を変更しました。主な変更点は次のとおりです。

一般補助

①補助対象外学部等の扱いとなる定員超過率

収容定員に対する在籍学生数の割合

一・六〇倍以上 → 一・五八倍以上

入学定員に対する入学者数の割合

一・四四倍以上 → 一・四三倍以上

※医・歯学部の入学生数に対する入学者数の割合は変更なし。（一・一倍以上）

【参考】平成二十年度の改定

収容定員に対する在籍学生数の割合

一・五八倍以上 → 一・五〇倍以上

入学定員に対する入学者数の割合

一・四三倍以上 → 一・三〇倍以上

ただし、二十二年度までの経過措置

二十年度 一・四〇倍以上
二十一年度 一・三七倍以上
二十二年度 一・三四倍以上

②専任教職員に係る給与費のうち専任教職員に係る退職金財団掛金補助の標準

経費の改定

大学教員 四七一千円 → 四五七千円

短期大学教員

四〇六千円 → 三九四千円

高等専門学校教員

四〇六千円 → 三九〇千円

職員

二九四千円 → 二八六千円

③教職員に係る福利厚生費

a. 非常勤教員に係る労災保険の掛金率の改定

五／一〇〇〇 → 四・五／一〇〇〇

b. 専任教職員に係る雇用保険の標準経費の改定

大学教員 六〇千円 → 六六千円

短期大学・高等専門学校教員

五一千円 → 五六千円

職員

三八千円 → 四一千円

c. 専任教職員に係る私学共済長期掛金の標準経費の改定

大学教員 二九八千円 → 三三六千円

短期大学・高等専門学校教員

二五三千円 → 二八五千円

職員

一八七千円 → 二一一千円

表1-1 平成19年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区 分		学 校 法 人 数			学 校 数			補 助 金 額	
		総数 (A)	交付法人		総数 (C)	交付校		当初予算額	交付決定額
			法人数 (B)	(B) — (A)		学校数 (D)	(D) — (C)		
一般補助	大 学	法人 531	法人 495	% 93.2	校 578	校 526	% 91.0	千円 —	千円 195,401,259
	短 期 大 学	137	122	89.1	395	345	87.3	—	20,930,799
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	—	446,942
	計	669	618	92.4	976	874	89.5	216,779,000	216,779,000
特別補助	大 学	531	493	92.8	578	521	90.1	—	104,870,350
	短 期 大 学	137	122	89.1	395	343	86.8	—	6,312,178
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	—	88,472
	計	669	616	92.1	976	867	88.8	111,271,000	111,271,000
合計	大 学	531	495	93.2	578	526	91.0	—	300,271,609
	短 期 大 学	137	122	89.1	395	345	87.3	—	27,242,977
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	—	535,414
	計	669	618	92.4	976	874	89.5	328,050,000	328,050,000

- d. 非常勤教員に係る私学共済長期掛金の掛金率の改定
五・六・八四／一〇〇〇
↓ 五八・六一／一〇〇〇

教員
一〇、九八一千円 ↓ 一一、一三五千円
職員
六、九九一千円 ↓ 七、〇八九千円
- ④専任教員等の年間給与費の状況等による金額の調整（別記6「高額給与調整」）
調整の基準額の改定
専任教員等
一、八〇〇万円 ↓ 一、六〇〇万円
※ただし、事業団が定める要件を満たす特別招へい教員は除く
役員
二、二〇〇万円 ↓ 二、〇〇〇万円

⑤調整係数表、調整係数補正表
a. 調整係数表については、これまでの「標準配点」「調整率」の考え方を撤廃し、「増減率」に改め、系統区分等を見直しました。
b. A調整において、定員割れ学部等に対する減額措置を強化しました。この措置については平成二十三年度までに漸次強化する予定です。（平成二十年二月十二日付け私振補第十二号「平成二十年度以降の定員割れ学部等への減額措置について（お知らせ）」参照）
c. 調整係数補正表2の教員給与指数及び職員給与指数による調整の算出基礎となる一人当たりの年間給与費を改定しました。
- ⑥学部等系統及び実験・非実験系の区分の廃止
補助金算定に当たり、学部等系統別の分類、実験・非実験の区分を廃止しました。これにより、従前これらの区分ごとに定められていた単価や調整係数表の区分が改定され、また、医歯学部を除き助手の限度数が廃止となりました。（次頁表2参照）

特別補助
①補助費目等の改組・メニュー化
従前の特別補助の各項目を組み替え、統合、新規項目の追加を行うなど改組しました。また、I各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援については、さらに、メニュー群を設け、ABCの申請ゾーンから各大学等の特色を活かせる申請ゾーンを選択可能としました。（5頁表3参照）

②「地域の子育て・ものづくり支援」の創設
地域に役立つ子育て情報の提供など、私立大学等の地域の子育て環境の改善への貢献や、地域振興等に資するものづくり教育の推進を支援するため、I各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援「知の拠点としての地域貢献支援メニュー群」に「地域の子育て・ものづくり支援」

表 1－2 平成19年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

項 目 名	19年度予算額	19年度	
		対象	交付額
	千円	校	千円
I 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援	100,729,000	860	100,729,000
Aゾーン（地域社会のニーズに応える教育の推進）		395	12,297,447
Bゾーン（個性豊かで多様な教育の推進）		433	65,449,351
Cゾーン（教育研究活動の高度化・拠点の形成）		32	22,982,202
II 新たな学習ニーズ等への対応	3,000,000		3,089,454
1. 新規学習ニーズ対応プログラム支援経費	1,000,000		1,000,000
(1)新規学習ニーズ対応プログラム支援経費【新規】		35	82,000
(2)教育訓練講座		76	157,333
(3)公開講座		387	288,327
(4)科目等履修生		610	472,340
2. 授業料減免事業等支援経費	2,000,000	376	2,089,454
III 高等教育機関の質の確保	800,000		446,200
多元的評価支援経費		650	446,200
IV 特定分野の人材養成支援	6,342,000		6,606,346
1. 専門職大学院等支援経費	5,700,000		5,700,000
(1)特定大学院支援経費		30	1,019,905
(2)法科大学院支援経費		49	4,680,095
2. 看護師・社会福祉士・特別支援学校教員等養成支援経費	642,000		906,346
(1)看護師養成		47	301,494
(2)社会福祉士・特別支援学校教員等養成		376	604,852
V 定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援	400,000		400,000
定員割れ改善促進特別支援経費【新規】		32	400,000
特 別 補 助 計	111,271,000	867	111,271,000

を創設しました。

③「地域教育コンソーシアム形成支援」の創設

学校法人の枠を超えた大学等間の連携を促進する一助として、コンソーシアム形成の取り組みを推進します。

また、サイバーキャンパス整備事業を含むインターネット等の情報ネットワークを活用したeラーニングの実施に要する経費について補助し、コンソーシアムの円滑な運営を支援するため、I各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援「知の拠点としての地域貢献支援メニュー群」に「地域教育コンソーシアム形成支援」を創設しました。

④「研究連携コンソーシアム形成支援」の創設

各大学の多様な研究ポテンシャルのうち、大学の判断に基づく「選択と集中」の下、より競争力ある研究領域のさらなる競争力の確保を図り、共同研究や研究装置・設備等の共同利用を促進する一大学の枠を超えたコンソーシアム形成を支援するため、I各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援「先端的学術研究推進メニュー群」に「研究連携コンソーシアム形成支援」を創設しました。

⑤「新規学習ニーズ対応プログラム支援経費」の創設

私立大学等の新規学習ニーズの開拓を

支援し、多様なニーズに対応した実践的な教育コースの開設や、シニア層等の学びの意欲に対応した授業科目の設置、公開講座や教育訓練講座等の学習機会の提供を推進するため、II新たな学習ニーズ等への対応に「新規学習ニーズ対応プログラム支援経費」を創設しました。

⑥「定員割れ改善促進特別支援経費」の創設

学生定員割れをしている私立大学等が、経営改善・効率化や、定員規模の適正化を図るなど、実現性の極めて高い具体的な計画を策定し、定員割れの解消への取り組みを実施する場合、その取り組みを促進するため、V定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援に「定員割れ改善促進特別支援経費」を創設しました。

※詳細については、本事業団ホームページ内の経常費補助金取扱要領・配分基準 http://www.shigaku.go.jp/s_hojolby.pdf および配分基準別記7（特別補助） http://www.shigaku.go.jp/s_tokuholby.pdf（平成二十年一月改正版）を参照ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課
☎〇三（三三三三〇）七三〇〇ー一
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

表2 平成19年度 私立大学等経常費補助金補助単価の改定について

教員経費単価比較表

区 分	金 額
	18年度
	千円
大学	
大学院あり	
実験	(1,999)
	[1,708]
	1,416
非実験	450
大学院なし及び一般教育等	
実験	(1,999)
	1,217
非実験	412
短大・高専	
実験	852
非実験	288

注 1. () 内は、医・歯学部教員のうち、看護学科所属教員を除く教員に適用する。

2. [] 内は、理工系学部のうち、大学院博士課程を置く学部について当該大学院研究科と関連する学科ごとにあらかじめ割り振られている教員に適用する。

学生経費単価比較表

区 分	金 額
	18年度
	千円
大学	
医歯学部	
大学院	博士 257
学部	{ 専門 61
	{ 一般 42
理工系学部	
大学院	{ 博士 257
	{ 修士 182
学部	{ 専門 57
	{ 一般 42
その他の学部	
大学院	{ 博士 142
	{ 修士 101
学部	{ 専門 31
	{ 一般 42
通信教育部	8
短大・高専	
理工系学科	{ 専門 57
	{ 一般 42
その他の学科	{ 専門 31
	{ 一般 42
通信教育	8

注. 獣医学を履修する課程の学生1人当たりの経費は、医歯学部の単価を適用する。

研究旅費単価比較表

区 分	金 額
	18年度
	千円
大学	
大学院あり	
実験	74
非実験	80
大学院なし及び一般教育等	
実験	74
非実験	80
短期大学	
実験	74
非実験	80
高等専門学校	68

注. () は、医・歯学部(生命歯学部を含む)及び獣医学を履修する課程の学生に適用する。ただし、医学部看護学科の学生は除く。

表3 私立大学等経常費補助金特別補助内訳比較表

〈平成18年度〉		〈平成19年度〉	
〔特別補助〕			
	(百万円)		(百万円)
生涯学習・地域活性化推進特別経費	8,771	I 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援	
1 地方高等教育機関の活性化	4,196	メニュー 各大学が、A～Cの申請ゾーンを選択 (網掛けは各ゾーンにおいて優先的に申請できるメニュー)	A：地域社会のニーズに応える教育の推進
2 社会人の受入れ	2,004		B：個性豊かで多様な教育の推進
3 夜間大学院・夜間部・通信教育等	1,650		C：教育研究活動の高度化・拠点の形成
4 公開講座・施設等の開放	921		100,729
個性化推進特別経費	18,646	1. 知の拠点としての地域貢献支援メニュー群	
1 授業料減免事業等支援経費（新規）	2,000	1 地域の知の拠点活性化支援	
2 大学院基盤整備経費	8,000	2 地域の子育て・ものづくり支援（新規）	
3 研究施設・設備等運営費	5,225	3 地域教育コンソーシアム形成支援（新規）	
4 インターンシップの推進	767	4 地域共同研究支援	
5 高大連携の推進	200	5 大学等施設の開放支援	
6 小人数教育の推進	1,750	2. 就学会の多様化推進メニュー群	
7 短期大学・高等専門学校専攻科	62	1 社会人の入学の推進	
8 看護師・社会福祉士・養護学校教員等養成	642	2 編入学の推進	
多様化推進特別経費	9,743	3 専門高校卒業者の入学の推進	
1 外国人留学生の受入れ（ODA）	5,247	4 帰国学生の入学の推進	
2 障害者の受入れ	1,525	5 外国人留学生の入学の推進	※
3 編入学による学生受入れ	800	6 障害者の入学の推進	
4 単位互換・科目等履修生	1,350	3. 大学院教育研究高度化支援メニュー群	
5 専門高校卒業者の受入れ	541	1 大学院の基盤整備・拠点重点化支援	
6 帰国学生の受入れ	280	2 ティーチング・アシスタント支援	
計	37,160	3 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援	
〔私立大学教育研究高度化推進特別補助〕		4. 学部教育の高度化・個性化支援メニュー群	
		1 教育・学習方法等改善支援	
大学院高度化推進特別経費	25,681	2 単位互換の推進	
1 大学院整備重点化経費	18,381	3 インターンシップの推進	
2 ティーチング・アシスタント経費	1,500	4 高大連携の推進	
3 特定大学院支援経費	1,000	5 外国大学等との学生の交流支援	
4 法科大学院支援経費	4,800	6 海外研修派遣支援	
学術研究推進特別経費	11,385	7 短大・高専の教育組織の高度化（専攻科）支援	
1 学術研究高度化推進経費	7,785	8 夜間部・通信教育等支援	
(1) ハイテク・リサーチ・センター経費	2,600	5. 先端の学術研究推進メニュー群	
(2) 学術フロンティア推進経費	2,500	1 研究連携コンソーシアム形成支援（新規）	
(3) 社会連携研究推進経費	1,140	2 学術研究高度化推進	
(4) オープン・リサーチ・センター経費	1,545	(1) ハイテク・リサーチ・センター	
2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援経費	900	(2) 学術フロンティア推進	
3 共同研究経費	2,700	(3) 社会連携研究推進	
大学教育高度化推進特別経費	14,944	(4) オープン・リサーチ・センター	
1 教育・学習方法等改善支援経費	9,888	3 研究施設・設備等運営支援	
2 教養教育改革推進経費	450	4 教員の流動化促進支援	
3 多面的評価支援経費	800	6. 高度情報化推進メニュー群	
4 海外研修派遣	400	1 情報通信設備（借入）支援	
5 国際化教育推進経費	3,406	2 教育学術情報ネットワーク支援	
高度情報化推進特別経費	21,701	3 教育学術コンテンツ支援	
1 情報通信設備（借入）	11,000	4 教育研究情報利用支援	
2 教育学術情報ネットワーク	6,101	※大学院生を対象	
3 教育学術コンテンツ	2,900	II 新たな学習ニーズ等への対応	
4 教育研究情報利用経費	1,100	1 新規学習ニーズ対応プログラム支援経費（新規）	1,000
5 サイバー・キャンパス整備経費	600	2 授業料減免事業等支援経費（私立大学奨学事業費を含む）	2,000
計	73,711	III 高等教育機関の質の確保	
(注) 数字は当初予算額		多面的評価支援経費	
		800	
		IV 特定分野の人材養成支援	
		1 専門職大学院等支援経費	5,700
		2 看護師・社会福祉士・特別支援学校教員等養成支援経費	642
		V 定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援	
		定員割れ改善促進特別支援経費（新規）	
		400	
		特別補助 計	111,271

平成20年度学校法人基礎調査の実施について

～「基礎調査票e-マネージャ」をご活用ください！～

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校を設置する学校法人を対象として、平成20年度「学校法人基礎調査」を4月初旬～中旬に学校法人理事長あてにお送りします。

私学事業団では、私学データバンク構想におけるワンソース・マルチユース環境を推し進めるため、19年度まで、大学、短期大学、高等専門学校を対象とした「一元化調査」を実施してきました。

一元化については19年度で終了となり、本年度においては、新規の一元化調査はありません。前年度と同様の調査内容となりますので、引き続きご協力をお願いします。

高等学校、中等教育学校、中学校、小学校の各法人においても、例年どおりのご協力をお願いします。

調査の作成・提出については、「基礎調査票e-マネージャ」（以下「e-マネージャ」）のご利用をお願いします。

調査により得られた結果については、ワンソース・マルチユース環境のメリットを活かし、経営相談、融資、補助金等の本事業団における各種業務資料、私学団体での分析のための資料、文部科学省による私学振興方策等の企画、立案及び予算要求のための資料として活用させていただいています。

すべての学校法人の皆様へ

① 郵送書類の変更

平成二十年度より、「操作マニュアル」「入力要領」等の冊子は、学校法人の「電子窓口」に配付するとともに、昨年度に引き続き「e-マネージャ専用連絡掲示板」に掲載します。以上のシステム整備の実施に伴い、郵送はしませんでしたのでご了承ください。

「電子窓口」等からダウンロードしての使用をお願いします。

（高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人の皆様に対しては、冊子についても郵送させていただきます。）

② 「よくある質問」の掲載

「e-マネージャ」の利用について、頻繁に寄せられる質問と、その答えを集めたQ&Aを「電子窓口」に配付するとともに、「e-マネージャ専用連絡掲示板」に掲載しますので、ご利用ください。

③ 帳票の印刷機能追加

学校法人からの要望を受け、「e-マネージャ」に、「過年度提出帳票印刷」の機能を新たに追加しました。過去3か年の基礎調査票をダウンロードし、印刷することができますので、ご利用ください。

高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人の皆様へ

「e-マネージャ」のご利用をお願いします

「e-マネージャ」とは、インターネットを使用して調査を実施するシステムです。学校法人における操作方法は、電子媒体（FD）を利用した場合とは同じです。

「e-マネージャ」を活用したインターネットでの調査の普及・促進は、本事業団が推進しています。私学データバンクの構築には不可欠なもので、既に約七五%の学校でご利用いただいています。

学校法人での積極的なご利用をお願いします。

メリッ ト

学校法人基礎調査の提出は、紙、電子媒体（FD）又は「e-マネージャ」の三通りの方法がありますが、「e-マネージャ」をご活用いただくと、次のようなメリットがあります。

① インターネットによる提出のため、提出期限間際まで作業することが可能になります。

② 認証システム、暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティを保つことが可能になります。

③ 認証システムを利用した「私学データ作成システム」及び「今日の私学財政閲覧システム」にアクセス可能となります。

④ 同時に複数の部署で作業することが可能になります。

セキュリティの確保について

「e-マネージャ」では、認証システム、暗号化システムを導入し、現段階における最大限のセキュリティ対策を講じています。

不正アクセスや「なりすまし」によって、情報の流出や改ざんが起らないよう、また、通信中のデータを見られても内容がわからないように、充分配慮したシステムになっています。

証明書等の取り扱いについて

「e-マネージャ」にアクセスするには、(電子)証明書、ID、パスワード(以下「証明書等」、法人番号が必要です。

証明書等を利用したシステムは、学校法人が自法人のデータ領域に確実にアクセスでき、また、第三者からは決してアクセスできないように構築されています。

証明書等に関しては、次のことにご注意ください。

① 証明書は、入力責任者の把握している入力担当者端末にインストールしてください。

(入力責任者の把握していない端末にインストールすると、情報の流出や改ざんに繋がる可能性があります。)

② セキュリティを維持するために、証明書等については、適切な保管をお願いします。

※ 証明書のインストール方法については、「操作ガイド」または「操作マニュアル」等をご覧ください。

※ 証明書等は、学校法人基礎調査の書類に同封するなどし、学校法人へ送付します。

変更点

① マニュアルを別冊に

「e-マネージャ」と「電子媒体化システム」の「操作マニュアル」及び「入力要領」をそれぞれ別冊にしました。

なお、本年度より、「e-マネージャ」をご利用の学校法人については、電子媒体化システムの「操作マニュアル」及び「入力要領」は郵送しませんのでご注意ください。

② 基礎調査プレデータの送付・入力データの提出方法の追加

従来のFDによる基礎調査プレデータの送付と入力データの提出方法に加え、新たに「電子窓口」による基礎調査プレデータの配付と提出を実施します。どちらの方法も選択可能としていますのでご利用ください。



大学・短期大学・高等専門学校 法人の皆様へ

調査票の提出方法は、インターネットを利用した「e-マネージャ」のご利用のみとなります。

システム環境等により「e-マネージャ」をご利用できない場合は、私学情報室までご相談ください。

変更点(重要)

① 提出期限の変更

「学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数」をはじめとした「入学試験区分別入学志願者数等調査」、「中途退学者数等調査」などの学生数関係の調査については、すべて**五月下旬の提出期限**とさせていただきます。

② 「操作マニュアル」と「入力要領」を一冊に

「操作マニュアル」編、「入力要領」編に分かれていたものを一本化しました。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 〇三(三三三〇)七八四〇〜四三三
Eメール database@shigaku.go.jp

平成20年度 私立大学等経常費補助金の予算

私立大学等経常費補助金については、対前年度三億八、二〇〇万円減の三、二四八億六、八〇〇万円を計上しています。

① 一般補助においては、十九年度より、経営改善を促す観点から、定員割れ学部等を設置する大学等に対する減額率を強化しました。

二十年度以降も、この減額率を強化しますが、各大学等の定員規模の適正化等に取り組む期間を考慮し漸次強化することとし、二十三年度には最大で四五～五〇％程度の減額率とします。

② 特別補助においては、国際化・多様化を通じて世界から優秀な学生が集まる大学づくりを支援するため、「各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」に新たに「九月入学の推進」を設けました。

また、経営の効率化や学校規模の適正化など経営改善に取り組む大学等を支援するため、十九年度より設けられた「定員割れ改善促進特別支援経費」については拡充を図りました。

(文部科学省高等教育局)

私学部私学助成課

平成20年度私立大学等経常費補助金予算額（案）一覧

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 予 算 額	平成20年度 予算額（案）	対 前 年 度 増 ▲ 減 額
一 般 補 助	216,779	213,597	▲ 3,182
特 別 補 助	111,271	111,271	0
1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援	100,729	100,529	▲ 200
2. 新たな学習ニーズ等への対応	3,000	2,800	▲ 200
新規学習ニーズ対応プログラム支援経費	1,000	800	▲ 200
授業料減免事業等支援経費	2,000	2,000	0
3. 高等教育機関の質の確保	800	800	0
多元的評価支援経費	800	800	0
4. 特定分野の人材養成支援	6,342	6,342	0
専門職大学院等支援経費	5,700	5,700	0
看護師・社会福祉士・養護学校教員等養成支援経費	642	642	0
5. 定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援	400	800	400
定員割れ改善促進特別支援経費	400	800	400
合 計	328,050	324,868	▲ 3,182

特定健康診査・特定保健指導が始まります

学校法人等と私学事業団の連携にご協力ください

本誌でもたびたびお知らせしてきました、生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」といいます）の実施がいよいよスタートしました。

1. 学校法人等と私学事業団の連携

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者における平成二十五年度以降の後期高齢者支援金は特定健康診査等の実施率等の成果によって調整（加算・減算）されることとなります。

特定健康診査等実施計画（本誌二月号参照）に定める実施率目標を達成するためには、加入者に加えて被扶養者の健診受診率を増やしていくことが重要なポイントとなります。そのためには、学校法人等においても受診勧奨や日常的な意識啓発を被扶養者も含め実施していただくことが必要です。また、加入者の就業時間内受診に対する便宜を図っていたなど特定健康診査等を受診しやすい環境整備にもご協力をお願いします。

本事業は、全医療保険者に義務付

けられ実施することとなりますが、

全国単一の医療保険者である私学事業団と他の一企業・一保険者となる健康保険組合などの医療保険者とを比較すると、本事業団における運営はきわめて困難であると考えられます。特定健康診査等を効果的に進めて目標を達成し、本事業団における財政的負担を軽減するためには、学校法人等と本事業団との緊密な連携・協力が必要となります。学校法人等におかれましても、なにとぞ趣旨をご理解のうえ、積極的にご協力いただきますようお願いいたします。

2. 本事業団への健康診断結果の提供

本年四月から学校法人等の実施する健康診断は、学校保健法施行規則・安全衛生規則の一部を改正する省令により健診項目が変更になり、ほぼ特定健康診査の健診項目が含まれることになりました。

特定健康診査の実施年度と同年度において、特定健康診査の健診項目を満たす健康診断を受けた場合は、特定健康診査を実施したことに替えることができます（前年度に実施し

た雇い入れ時の健診は、当該年度の特定健康診査結果として替えることはできませんのでご注意ください）。

六月中旬に学校法人等に特定健康診査対象者一覧を送付しますので、対象者を確認のうえ定期健康診断の結果の中から特定健康診査に関する記録の写しを本事業団に提供していただくようお願いいたします。なお、提出いただく際は健診項目、質問項目に不足のないようご確認ください。

3. 被扶養者への受診券の配付

六月中旬にお送りする特定健康診査対象者一覧とともに被扶養者分の受診券等を送付しますので、配付をお願いいたします。

※本事業団における「特定健康診査等実施計画」、「特定健康診査結果票（標準例）」、「Q&A」は私学共済事業ホームページに掲載しています。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

本誌十二月号十一ページ上段、特定健診の流れ（予定）の図中に誤りがありました。お詫びして訂正します。

誤…②定期健診受診（加入者証及び受診券を提示）

正…②定期健診受診

出産祝品等のお知らせ

「出産祝品」「長期療養者見舞品」「災害見舞品」は、該当者にカタログを送付いたしますので、同封の返信ハガキによりご希望の一品をお知らせください。

出産祝品

加入者（任意継続加入者を含む）又はその被扶養者が出産し、給付を受けたときに贈呈します。

長期療養者見舞品

加入者（任意継続加入者を含む）が長期入院し、入院付加金を受けたときに贈呈します。

災害見舞品

加入者（任意継続加入者を含む）が水震火災その他の非常災害によってその住居又は家財に損害を被り、災害見舞金等の給付を受けたときに贈呈します。

ホームページに積立共済年金のコーナーができました

公的年金をサポートする積立共済年金の新しいコーナーを、私学共済事業ホームページに開設しました。

無理のない積み立てで将来どのくらいの保障が確保されるか、シミュレーションをすることもできます。ぜひ、ご覧ください。



平成二十年度の掛金率につきましては、本誌三月号に見込みを掲載しましたが、介護分掛金率が共済運営委員会了承され、表1のとおり確定しました。

また、本誌三月号でお知らせしましたとおり、短期給付分掛金率は据え置きとなりますが、短期勘定の財政に関する推計結果をここにお知らせいたします。

※介護分掛金率は、現行〇・八七九%を〇・〇四六%引き下げ、〇・八三三%になりました。本誌三月号でお知らせしました見込みの率〇・八三五%と異なりますのでご注意ください。

平成20年度の掛金率が確定しました

表1 平成20年度の掛金率

① 40歳以上65歳未満の加入者 () 内は19年度の掛金率

(単位：%)

区 分	短期掛金率					長期掛金率				合 計
	短 期 給付分	介護分	事務 費分	福 祉 事業分	計	長 期 給付分	事務 費分	福 祉 事業分	計	
甲 種 加入者	6.52	0.833 (0.879)	0.08	0.12	7.553 (7.599)	11.876 (11.522)	0.08	0.12	12.076 (11.722)	19.629 (19.321)
乙 種 加入者等 (注)	6.52	0.833 (0.879)	0.08	0.19	7.623 (7.669)	—	—	—	—	7.623 (7.669)
丙 種 加入者	—	—	—	—	—	11.876 (11.522)	0.08	0.19	12.146 (11.792)	12.146 (11.792)
任意継続 加入者	6.52	0.833 (0.879)	0.08	0.12	7.553 (7.599)	—	—	—	—	7.553 (7.599)

② 40歳未満及び65歳以上の加入者 () 内は19年度の掛金率

(単位：%)

区 分	短期掛金率					長期掛金率				合 計
	短 期 給付分	介護分	事務 費分	福 祉 事業分	計	長 期 給付分	事務 費分	福 祉 事業分	計	
甲 種 加入者	6.52	—	0.08	0.12	6.72	11.876 (11.522)	0.08	0.12	12.076 (11.722)	18.796 (18.442)
乙 種 加入者等 (注)	6.52	—	0.08	0.19	6.79	—	—	—	—	6.79
丙 種 加入者	—	—	—	—	—	11.876 (11.522)	0.08	0.19	12.146 (11.792)	12.146 (11.792)
任意継続 加入者	6.52	—	0.08	0.12	6.72	—	—	—	—	6.72

(注) 乙種加入者等…乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者

ケースⅠ

加入者数を過去の伸び率の実績を基に、毎年1.4%増加すると推計したモデル

ケースⅡ

加入者数を一定としたモデル

二十年四月から実施される高齢者医療制度の抜本的改正を踏まえ、現行の短期給付分掛金率六・五二%で固定し、二十年度～二十二年度の短期勘定の財政状況を二パターンのモデルにより推計を行いました（表2）。

この結果、医療費や前期高齢者納付金等が増加するものの、ただちに、現行の短期給付分掛金率六・五二%を引き上げる状況ではないことから、二十年度は据え置くこととなりました。

短期勘定の財政に関する推計結果

表2 短期勘定推計

ケースⅠ…加入者数が20年度以降1.4%増、現行掛金率の据え置き（6.52%）

（単位：億円）

区 分		18年度 実績	19年度 実績見込	20年度 推計	21年度 推計	22年度 推計
収益	掛 金 収 入 等	1,978	2,003	1,996	2,007	2,031
費用	医 療 給 付 等	1,126	1,147	1,191	1,237	1,285
	老人保健拠出金	452	451	36	26	3
	退職者給付拠出金	351	416	176	201	115
	小 計	803	867	211	227	118
	前期高齢者納付金	—	—	208	270	296
	後期高齢者支援金	—	—	314	366	390
	病床転換支援金	—	—	0.2	0.2	0.2
	小 計	—	—	522	636	687
	合 計	1,930	2,014	1,924	2,101	2,089
当 期 総 利 益		48	△11	71	△94	△58
保 有 資 産		603	594	669	578	524
支払準備金		87	88	92	95	99
利益剰余金		517	506	577	483	425
欠損金補てん積立金		102	104	106	110	114
積立金		414	402	471	373	311
掛金率1%相当額		290	293	292	293	297

ケースⅡ…加入者数が20年度以降一定、現行掛金率の据え置き（6.52%）

（単位：億円）

区 分		18年度 実績	19年度 実績見込	20年度 推計	21年度 推計	22年度 推計
収益	掛 金 収 入 等	1,978	2,003	1,969	1,953	1,949
費用	医 療 給 付 等	1,126	1,147	1,176	1,206	1,237
	老人保健拠出金	452	451	36	26	3
	退職者給付拠出金	351	416	176	201	115
	小 計	803	867	211	227	118
	前期高齢者納付金	—	—	208	270	296
	後期高齢者支援金	—	—	314	361	380
	病床転換支援金	—	—	0.2	0.2	0.2
	小 計	—	—	522	631	676
	合 計	1,930	2,014	1,909	2,065	2,031
当 期 総 利 益		48	△11	60	△112	△82
保 有 資 産		603	594	656	547	467
支払準備金		87	88	90	93	95
利益剰余金		517	506	566	454	372
欠損金補てん積立金		102	104	106	108	111
積立金		414	402	460	345	261
掛金率1%相当額		290	293	288	285	284

○介護分は含んでいません。

○19年度は12月までの実績による見込み。

○政管健保に対する支援措置は含んでいません。

70歳から74歳の患者自己負担について

70歳から74歳の方（標準給与の月額28万円以上の方を除きます）の医療機関での窓口負担は、平成20年4月～21年3月までの間は現行どおり1割に据え置かれることとなりました（本誌1月号9ページ参照）。この措置の実施に伴う高額療養費の取り扱いは下表の予定となっています。

高額療養費の自己負担限度額は、平成20年4月改正により引き上げられることになっていましたが（本誌1月号9ページの3参照）、平成20年4月から21年3月までの間は次のとおり読み替えることになります。

	所得区分	自己負担限度額 (平成20年4月改正)	読み替え後の 自己負担限度額
外 来	一 般	24,600円	→ 12,000円
入 院	一 般	62,100円	→ 44,400円

医療機関の窓口での自己負担額が読み替え後の限度額を超えた部分は、私学事業団より高額療養費として支給されます。
※高額療養費の請求手続きは不要です（医療機関から本事業団への請求に基づく自動払いとなっています）。

積立貯金の前期受付が始まります

前期申込期間 4月28日(月)～5月23日(金)

新たに積立貯金の加入を希望する方、又はすでに加入している方で、積立金額の変更や中断している積み立ての復活を希望する場合は、申込期間内に手続きをしてください。

- ▶ 利率 年利 0.60%
(平成20年3月1日現在)
- ▶ 積み立て方法
 - 積立金額は 1,000円単位
 - ・ 定時積立金…毎月の給与から控除して積み立て
 - ・ 臨時積立金…賞与等から控除して年3回まで積み立て
 (注) 臨時積立金のための積み立てはできません。
- ▶ 申し込み方法
 - 次の用紙で申し込んでください。
 - ・ 新規加入「貯金加入申込書」
 - ・ 積立金額の変更「積立金変更申出書」
 - ・ 積立金の復活「積立中断・復活届書」
 共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して、「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、前期申込期間内に提出してください。
- ▶ 積立開始
 - ・ 定時積立金…6月の給与から
 - ・ 臨時積立金…夏期の賞与等から

- ▶ 送付先
 - パンフレットに表記の文書連絡等の私書箱の住所が、平成20年5月7日から郵便事業(株)丸の内支店の都合により、下記のとおり変更になります。お手数ですが締め切り間際での送付については、必ず変更後の住所に送付をお願いいたします。
 - また、私書箱については積立貯金書類専用の送付先です。積立貯金以外の書類は取り扱っていませんので、誤って送付又は同封された場合は、関係各課へ再回付するため、処理が遅れますのでご注意ください。

変更前（5月6日まで）

〒100-8633
東京中央郵便局私書箱第1802号
私学事業団 共済事業本部
福祉部保健課貯金係

変更後（5月7日から）

〒101-8709
日本郵便神田支店私書箱第103号
私学事業団 共済事業本部
福祉部保健課貯金係

政府管掌健康保険への財政支援について

「平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案」が二月八日に閣議決定され、国会に提出されました。この法案が成立すると、政府管掌健康保険への財政支援として、私学事業団をはじめ共済組合は特例支援金を負担することになります。

平成20年度 私学事業団海外研修旅行 (加入者コース)

今年度も全行程で添乗員が同行する、内容豊富な夏期5コース・冬期2コースの全7コースを企画しました。旅行中は教育関係者との交流を予定しております。ぜひ、見聞・視野を広げる機会としてご参加ください。

《詳しくはパンフレット（4月上旬配付開始）をご覧ください》

コース	内 容	旅 行 期 間	日数	旅行代金	一人部屋追加代金
夏期	A-1 北イタリア周遊教養の旅（中部国際空港発）	8月4日(月)～8月13日(水)	10	360,000円	75,000円
	A-2 ドイツ周遊教養の旅（成田発）	8月1日(金)～8月11日(月)	11	349,000円	80,000円
	A-3 オランダ・ベルギー・フランス3カ国周遊教養の旅（関西空港発）	8月13日(水)～8月22日(金)	10	346,000円	80,000円
	A-4 中欧5カ国周遊教養の旅（成田発）	8月12日(水)～8月22日(金)	11	359,000円	85,000円
	A-5 アルザス・ロレーヌ地方周遊教養の旅（成田発）	8月18日(月)～8月28日(水)	11	389,000円	90,000円
冬期	A-6 イベリア半島周遊教養の旅（成田発）	12月26日(金)～1月5日(月)	11	339,000円	70,000円
	A-7 モロッコ・スペイン・ポルトガル周遊教養の旅（成田発）	12月26日(金)～1月5日(月)	11	450,000円	115,000円

- 各コースとも定員は30名（最少催行人員15名）。
申し込み多数の場合は抽選となります（先着順ではありません）。
- 参加申込受付期間 夏期コース：4月21日（月）～6月6日（金）必着
冬期コース：9月1日（月）～10月10日（金）必着
- 参加資格・加入者（任意継続加入者を含む）とその配偶者、父母、12歳以上の子・孫
・18歳未満の場合は成人の同行者が必要です。
(注) 今年度から加入者コースと年金者コースを設けました。
年金者コースについては、年金者向広報「共済だより」5月号に掲載する予定です。



キンデルダイクの風車群（オランダ）

- 申込時の注意
 - ・健康上、特に申し出る事項のある参加希望者は参加申込書裏面の「健康アンケート」に必要事項を記入してください（後日、医師の診断書の提出をお願いする場合があります）。
 - ・申し込みは夏・冬コースそれぞれ1人1回、1コースのみとします。ただし、夏期コースに参加した人は冬期コースへの申し込みはできません。また、申し込み締め切り後に参加者やコースの変更はできません。
- 申込方法
パンフレット・申込書を主催旅行会社から取り寄せ、申込書等に必要事項を記入のうえ、2人以上で参加を希望する場合は必ずまとめて送付してください（FAX不可）。



プラハ市民会館（チェコ）

【送付先】〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

私学事業団共済事業本部 福祉部保健課

◎ 主催旅行会社(加入者コースパンフレット・申込書のお取り寄せ先)

株式会社日本旅行 赤坂公務営業部
〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-28 赤坂一丁目森ビル3階
TEL 03-3586-4631 FAX 03-3586-4735
e-mail: shintaro_tsuda@nta.co.jp
担当者：大場 淳幸・津田 慎太郎・大谷 崇
営業時間 9:30～17:30（土・日・祝祭日は休み）



ベレンの塔（ポルトガル）

共済業務

〒113-8441
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
<http://www.shigakukyosai.jp/>

共済事業本部の代表電話が混雑しており、つながりにくい状態になっています。ご迷惑をおかけしておりますが、比較的すいている週の中頃か午後にご連絡ください。

加入者証等の回収をお願いします

加入者の資格喪失後及び被扶養者の取り消し後に加入者証等を使用して保険診療を受けることはできません。加入者証等は必ず回収してください。

- 1 「資格喪失報告書」を提出する際には必ず加入者証等（遠隔地被扶養者証・高齢受給者証を含む）を添付してください。加入者証等の紛失により添付できないときは「加入者証返納不能届書」を提出してください。
- 2 被扶養者を取り消した場合は、新しい加入者証等を受理したとき、直ちに「差し替えによる加入者証返納理由書（2）」（「事務の手引」114ページ参照）に古い加入者証等を添付し、返納してください。
- 3 加入者、被扶養者、任意継続加入者が後期高齢者医療制度に加入された後は、本事業団の加入者証等は使用できません。加入者証等は、必ず返納してください。

後期高齢者医療制度がスタートしました

4月1日から後期高齢者医療制度がスタートし、該当者には、すでに学校法人等を経由し通知しています。

特に被扶養者取消の該当となった人の「住所届」、広域連合で障害認定された人で「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」の届け出が必要な場合については、届け出の漏れや遅延のないよう手続きしてください。

今後75歳に到達される人についても、順次、該当月（2日から翌月1日まで）の前月に学校法人等を経由して通知しますので、手続きが必要な場合は届け出漏れ等のないようにお願いします。

なお、異動処理後の確認通知書等は、該当月の翌月中旬に学校法人等あてに送付しますので、該当者に渡してください。

相談員の退任

平成20年3月31日付けで次の相談員が退任されました。
秋田県 塚田 澄子（聖霊女子短期大学付属高等学校）
高知県 上田 良子（高知県私立中学高等学校連合会）

郵便番号の変更について

平成20年4月1日から共済事業本部の郵便番号が113-8441へと変更になりました。

掛金等の納付に使用する払込取扱票が変わります

ゆうちょ銀行の発足に伴い、掛金等の納付に使用する払込取扱票（払込通知票）に収入印紙貼付欄を設けることとなったため、払込取扱票を変更します。

- ・掛金・児童手当拠出金→5月発送から
- ・貸付償還金→5月発送から
- ・積立貯金→5月発送（6月10日払込期限）から

※旧払込取扱票も当分の間使用できます。

住宅貸付 20年度団体信用生命保険料充当金の料率が決まりました

20年度の加入者が負担する保険料充当金の料率は、前年度と同様の1万円につき2円77銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校には、3月中旬に個人別の保険料充当金変更通知書（19年度末の貸付残高を基に算出した充当金額）を送付しました。

4月の共済業務スケジュール

2日（水）	貸付 送金
5日（土）	貸付 3月分定期償還期限
10日（木）	貯金 払込期限（必着）
15日（火）	貸付 申込・任意償還申出締切
21日（月）	貯金 送金
22日（火）	貸付 送金
25日（金）	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日（月）	掛金 3月分掛金口座振替（自振校のみ） 貸付 4月分定期償還口座振替（自振校のみ） 貯金 前期加入申込開始
30日（水）	掛金 3月分納期限 貸付 翌月22日送金申込締切

5月の共済業務スケジュール

2日（金）	貸付 送金
5日（月）	貸付 4月分定期償還期限
9日（金）	貯金 払込期限（必着）
15日（木）	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

私学振興事業本部(九段事務所)の 電話番号変更のご案内

組織変更に伴い、平成20年4月1日より、下記のとおり電話番号が変更されましたので、お知らせします。

なお4月上旬に、私学事業団ホームページ等でもお知らせする予定です。

私学経営情報センター

経営支援室 03(3230) 7825～7834

私学情報室 7837～7851

融資部

融資課 7860～7871

審査・管理室 7875～7878

助成部

補助金課 7292～7311

寄付金課 7315～7319

「今日の私学財政」等刊行物のご案内

「今日の私学財政」及び新しく発刊された「私学経営情報第24・25号」等の刊行物は、NPO法人学校経理研究会を通じて購入することができます。

ご購入を希望される方は、NPO法人学校経理研究会(☎03-3239-7903)にお問い合わせください。

販売中の刊行物の内容は、本事業団のホームページをご覧ください。

「平成19年度 私立学校の現況」を ご活用ください

20年3月に19年度の各学校法人の学生生徒等納付金、人件費について集計した「平成19年度私立学校の現況」を刊行し、大学法人～小学校法人へ発送しました。ぜひご活用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230) 7837

Eメール service@shigaku.go.jp

インターネットを利用した情報提供システム

私学経営情報センターでは、学校法人情報検索システム、私学データ作成システム、「今日の私学財政」閲覧システムを提供しています。ぜひ、ご利用ください。

●学校法人情報検索システム

学校法人の概要情報を閲覧できるシステムです。本事業団ホームページからアクセスできます。

●私学データ作成システム

自法人の財務帳票等をインターネットを通じて学校法人が直接出力することができるシステムです。対象は大学・短期大学(高等専門学校を含む)・高等学校の各法人・各部門です。

●「今日の私学財政」閲覧システム

本事業団が発刊している「今日の私学財政」をインターネットを通じて閲覧できるシステムです。

※私学データ作成システム、「今日の私学財政」閲覧システムをご利用になるためには、認証情報が必要です。詳しくは、本事業団からお送りしました「私学データ作成システム、『今日の私学財政』閲覧システム利用のご案内について」(平成19年8月27日付私振情第44号)をご覧ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230) 7837

Eメール service@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については 電子窓口をご利用ください

19年2月から、私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください。(一部、紙媒体での提出の場合があります)。

助成部 補助金課

☎03(3230) 7300～7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

編集 だより

◆今月号より表紙のデザインをリニューアルし、CONTENTSなどを見やすく改めました。今後も私学の皆様に役立つ広報誌づくりに努めてまいりますので、本誌に対するご意見、ご要望をお寄せください。

◆また、表紙写真につきましては引き続き学校法人等の皆様より広く募集しております。応募方法など詳しくは本事業団ホームページをご覧ください。

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネットで宿泊予約ができます。

湯河原温泉「敷島館」 初夏の楽しみ



星ヶ山公園のさつき

さつきまつり 5月下旬～6月上旬（星ヶ山公園 さつきの郷）

星ヶ山の50,000株のさつき、そして群青の水平線が見渡せます。

ほたるの宴・花菖蒲展 6月上旬～中旬（万葉公園）

万葉公園の「花木園」において、飛び交うゲンジボタルを鑑賞できます（万葉公園内のホタル小屋で飼育され、春に放流されたゲンジボタルの幼虫が成育し、自然発生するものです）。また、多目的広場では「花菖蒲展」も開催され、広場は夜店でにぎわいます。

おトクプランのご案内

○期間限定プラン

四季味プラン(2名様より)

1名様 1泊2食 **11,500円**

*金目鯛コース(期間：4月7日～5月31日)

夕食料理(金目鯛姿煮+金目鯛西京焼き+7品)

*相模湾の鰯コース(期間：6月1日～7月31日)

夕食料理(鰯タタキ+鰯フライ+鰯骨煎餅+7品)

○通年プラン

温泉湯ったりプラン(平日限定)

1名様 1泊2食 **10,000円**

(休前日、GW、春・夏・冬休み等は除く)

夕食料理(季節の会席料理7品)

*平日限定のため、通常の1泊2食プランよりお得なプランです。



万葉公園の花菖蒲展

湯河原 敷島館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755

融資事業のご案内

校舎・園舎の整備に、事業団融資のご利用を!

◆融資金利表（平成20年4月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	年%	年%	年%
	1.9	1.4	1.2
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.0	1.5	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.0
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.4	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

私学事業団融資は、
長期借入・固定金利・元金据置（最大2年間）
元金均等返済です。

- 校舎、園舎等の施設の建築（改修も含みます）
- 校地、園地の購入
- 機器備品の購入

「安心で安定感ある返済」が実現する
事業団融資をご検討ください。

平成20年度融資の
ご相談をお待ちしています。



ご相談はお早めどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～64
Eメール yushi@shigaku.go.jp